

八峰町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員のデータ

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均 年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民 間の類似職 種	平均 年齢	平均給与 月額 (B)	
八峰町	45.8 歳	12 人	280,567 円	306,026 円	296,482 円	-	- 歳	- 円	-
うち 用 務 員	44.3 歳	7 人	276,971 円	296,507 円	296,521 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.31
うち 調 理 員	48.7 歳	4 人	288,825 円	300,710 円	298,087 円	調理士	44.1 歳	212,600 円	1.41
うちその他職員	43.8 歳	1 人	- 円	- 円	- 円	-	- 歳	- 円	-
秋田県	48.0 歳	492 人	335,815 円	378,901 円	362,198 円	-	- 歳	- 円	-
国	48.8 歳	- 人	287,094 円	- 円	320,514 円	-	- 歳	- 円	-
類似団体	49.4 歳	8 人	302,249 円	325,327 円	319,878 円	-	- 歳	- 円	-

※「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査においてあきらかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※個人が特定される事項については公表しない。(対象職員が2人以下の事項)

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	合計
全 体	人 0	人 0	人 0	人 0	人 2	人 0	人 2	人 3	人 2	人 2	人 1	人 0	人 12
用務員	0	0	0	0	2	0	1	1	1	2	0	0	7
調理員	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	4
その他	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

単純労務職給料表を適用(1級制) 主として国の行(二)の合成

イ 手当

一般職員に準じて支給する

技能労務職員に係る特殊勤務手当はなし

ウ 昇給基準

一般職員の例により、毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給)を基準として昇給する

2 基本的な考え方

全職種において退職者不補充とし、必要に応じて臨時的任用職員制度を効果的に活用する。
給与面については、民間における同種の職種に従事する者との均衡に留意しつつ、国や秋田県、近隣市町の職員の給与を参考としながら、適宜、給与の適正化に努める。

3 具体的な取組内容

平成18年4月からの給与構造改革に伴い、給与水準を平均3.2%引き下げた。
また、昇給抑制措置を導入するとともに、枠外昇給制度を廃止している。
今後は、国や秋田県、近隣市町の動向を注視しながら、適宜、給与の適正化に努める。
将来的に全職種を対象とした人事評価制度の導入を検討する。

4 その他

退職者不補充を基本とし、調理員及び用務員については、小学校及び子ども園の統廃合に合わせて職員数の減を図る。
また、その他の職員については、業務内容等を精査し、一般職員への職種転換を検討する。